

高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー 推進事業費補助金の概要

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課

新エネルギーシステム課

事業目的

本事業では、家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行い、その普及拡大により、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とします。

補助対象

高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池）が対象。

※省エネ法に基づくトップランナー制度における省エネ基準を満たすもの等に限る。

	ヒートポンプ 給湯機 (エコキュート)	ハイブリッド 給湯機	家庭用 燃料電池 (エネファーム)
補助額 (予定)	5万円/台	5万円/台	15万円/台

ヒートポンプ給湯機（エコキュート）



出所）三菱電機

ハイブリッド給湯機



出所）リンナイ

家庭用燃料電池（エネファーム）

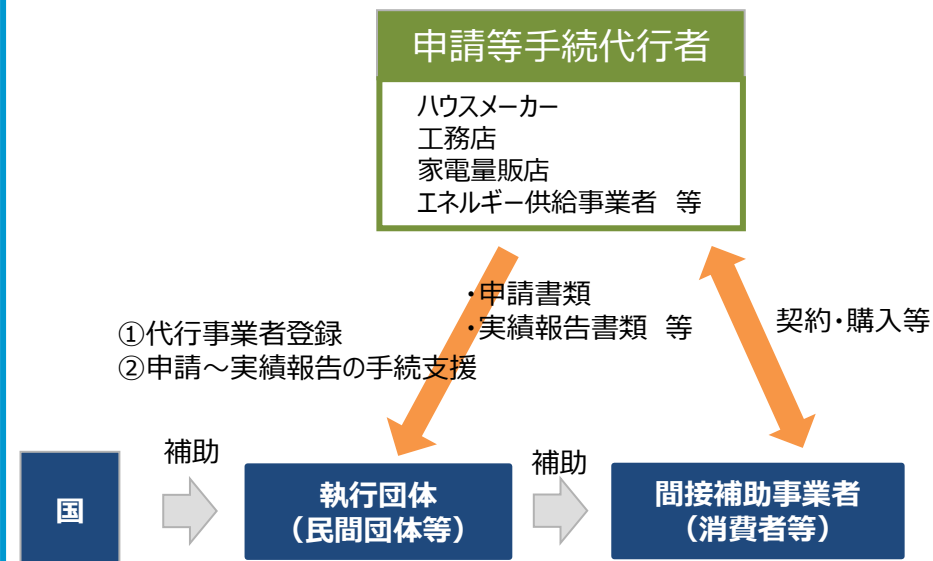


出所）アイシン

事業スキーム

消費者等に対し、家庭でのエネルギー消費量を削減するために必要な高効率給湯器の導入に係る費用を補助。

※ 申請手続きについては、消費者等と契約の締結等を行った事業者等が代行する



※補正予算案閣議決定日以降に契約を締結し、事業者登録後に着工したものに限り。

補助金の対象給湯設備

	家庭用燃料電池	ハイブリッド給湯機	ヒートポンプ給湯機
特徴	都市ガスやLPガス等から水素を作り、その水素と空気中の酸素の化学反応により発電するもの。エネルギーを燃やさずに直接利用するので高い発電効率が見られる。また、発電の際に発生する排熱を回収し、お湯をつくるため給湯に利用が可能。	ヒートポンプ給湯機とガス温水機器を組み合わせたもの。ふたつの熱源を効率的に用いることで、高効率な給湯が可能。	ヒートポンプの原理を用い、冷媒の圧縮と膨張のサイクルにより、お湯を作り、お湯を貯湯タンクに蓄えて使用するもの
補助額（予定）	15万円／台	5万円／台	5万円／台

【商品例】

家庭用燃料電池（エネファーム）



出所）アイシン

ハイブリッド給湯機



出所）リンナイ

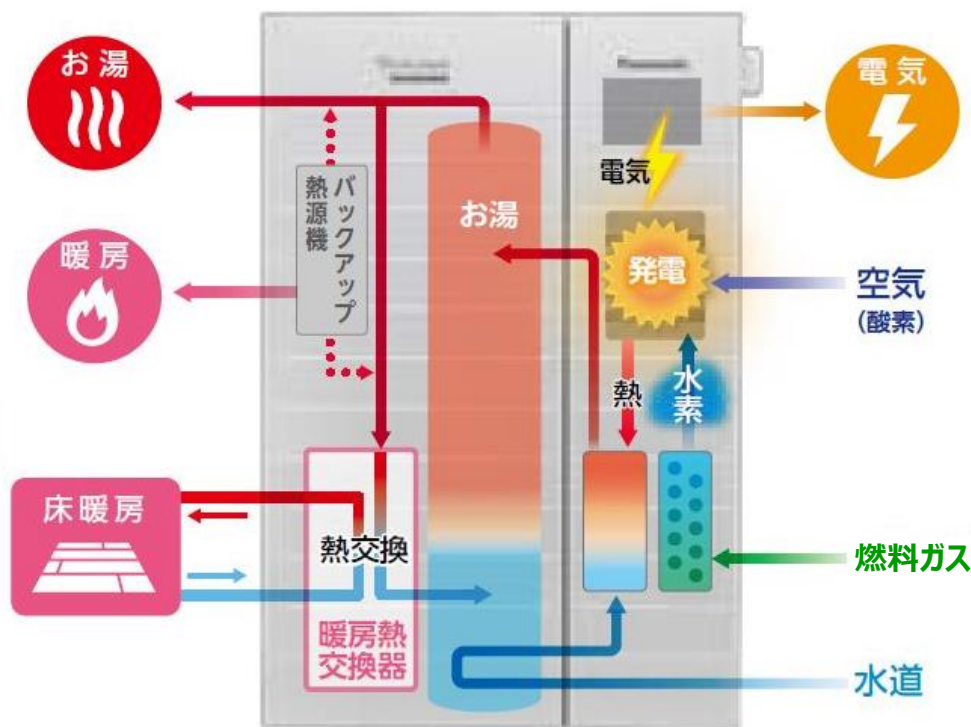
ヒートポンプ給湯機（エコキュート）



出所）三菱電機

家庭用燃料電池の支援対象製品

- 家庭用燃料電池の支援対象機器は、都市ガスやLPガス等から水素を作り、その水素と空気中の酸素の化学反応により、発電するものとする（燃料電池の形態により、固体高分子形燃料電池（PEFC）と固体酸化物形燃料電池（SOFC）に分類される）。
- 支援対象製品は、一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）の製品登録に必要な要件を満たしたものの。



出所) パナソニック ※一部、資源エネルギー庁編集

＜FCAの製品登録に必要な主な要件＞

■ 固体高分子形燃料電池

＜燃料電池関連＞

- ✓ 定格運転時に0.5～1.5kWの発電出力があること。また、熱出力温度（燃料電池ユニット部出口における温水温度）は50℃以上であること。
- ✓ 燃料電池の排熱を回収し、熱を有効利用できる機構を持つこと。
- ✓ 定格運転時における低位発熱量基準の発電効率33%以上、総合効率が80%以上であること 等

＜貯湯関連＞

- ✓ 燃料電池ユニットの排熱を蓄えられる貯湯槽を有すること。
- ✓ 貯湯容量が150L以上であること。 等

■ 固体酸化物燃料電池

＜燃料電池関連＞

- ✓ 定格運転時に0.5～1.5kWの発電出力があること。また、熱出力温度（燃料電池ユニット部出口における温水温度）は60℃以上であること。ただし、定格運転時における低位発熱量基準の発電効率が47%以上かつ熱出力温度が65℃以上の場合、発電出力は0.4kW以上とする。
- ✓ 燃料電池の排熱を回収し、熱を有効利用できる機構を持つこと。
- ✓ 定格運転時における低位発熱量基準の発電効率40%以上、総合効率が80%以上であること 等

＜貯湯関連＞

- ✓ 燃料電池ユニットの排熱を蓄えられる貯湯槽を有すること。
- ✓ 貯湯容量が50L以上であること。 等

ハイブリッド給湯機の支援対象製品

- ハイブリッド給湯機の支援対象機器は、熱源設備として電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで、貯湯タンクを持つ機器。
- 支援対象製品は、一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格（JGKAS A705）で、年間給湯効率が108%以上のもの。

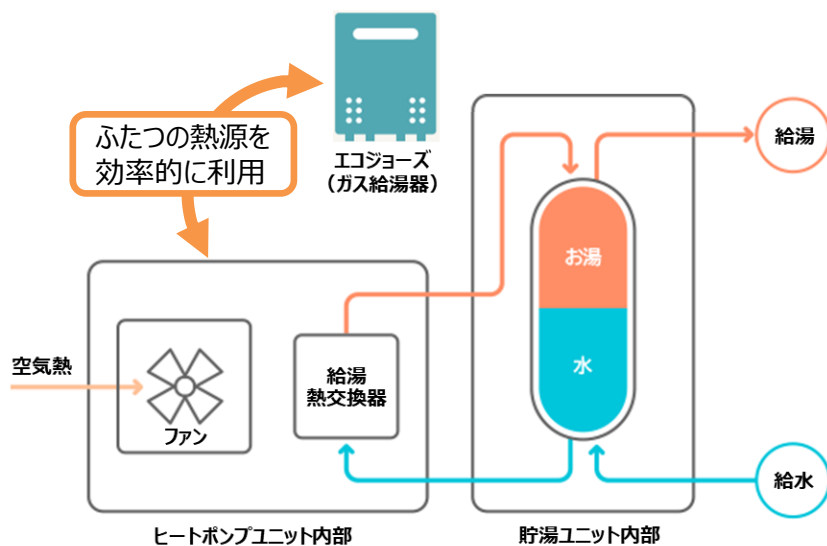


図 ハイブリッド給湯機の仕組み（給湯の場合）

出所) ノーリツ



出所) リンナイ

ヒートポンプ給湯機の支援対象製品

- ヒートポンプ給湯機の支援対象機器は、省エネ法上のトップランナー制度の対象機器である「エコキュート」。
- 支援対象製品は、上記のエコキュートのうち、2025年度の目標基準値以上のものとする。ただし、「おひさまエコキュート」については、おひさまエコキュートに適した測定方法が確立されていないため、2025年度の目標基準値を満たしていないものも対象。

ヒートポンプ給湯機（エコキュート）の省エネ基準

2025年度目標の区分					2025年度 目標基準値
区分名	想定世帯	貯湯缶数	貯湯容量	仕様	
A	少人数	－	－	一般地	3.0
B				寒冷地	2.7
C	標準	一缶	320L未満	一般地	3.1
D				寒冷地	2.7
E			320L以上 550L未満	一般地	3.5
F				寒冷地	2.9
G		多缶	550L以上	一般地	3.2
H				寒冷地	2.7
I			－	一般地	3.0
J				寒冷地	2.7

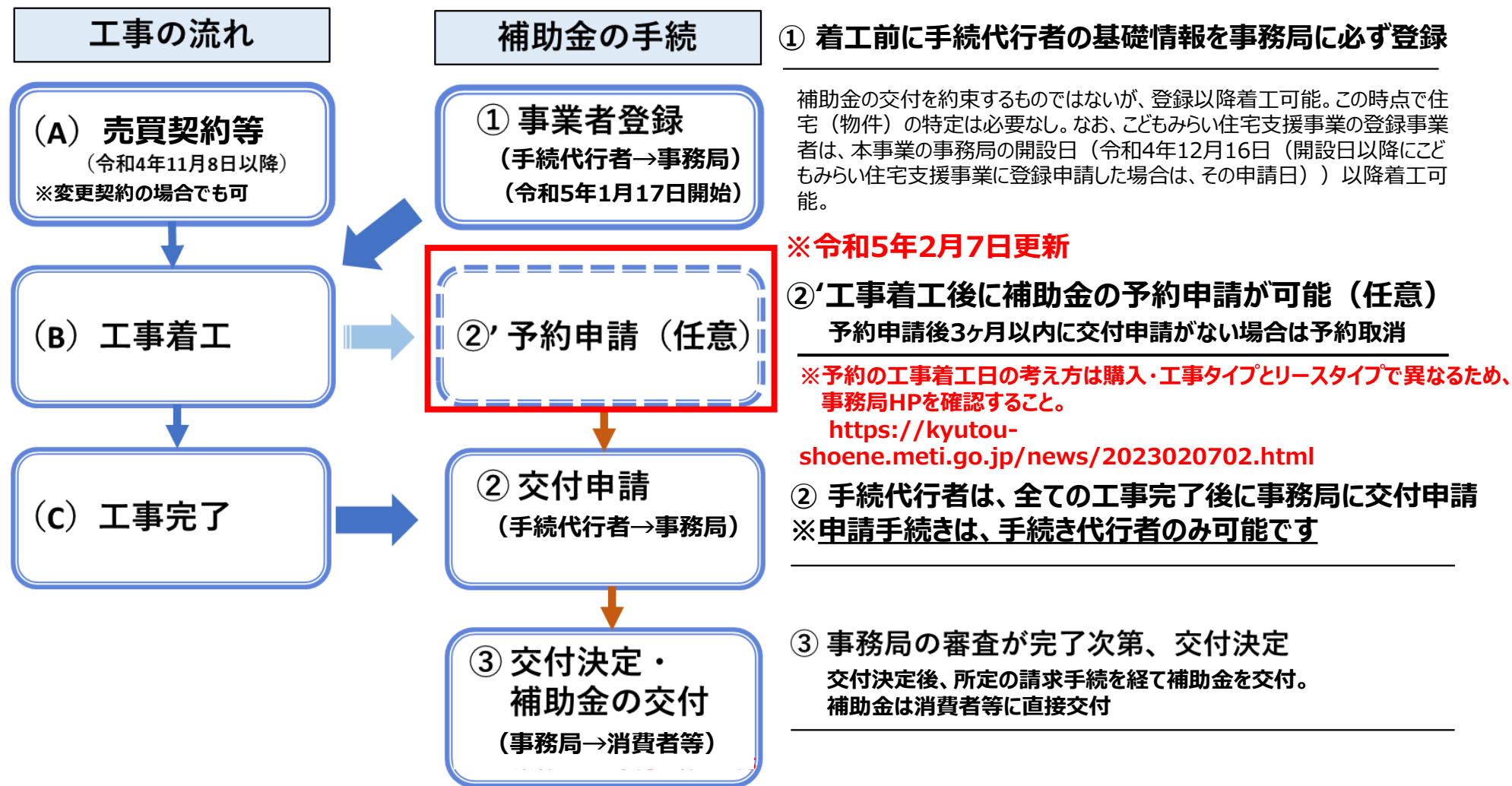
おひさまエコキュート

（太陽光発電の余剰電力を活用したヒートポンプ給湯機）

- ✓ 太陽光発電の電気を活用することで、利用者は、光熱費の削減が可能（条件によっては、太陽光パネルの貸与も可能）
- ✓ 電力会社は、おひさまエコキュート専用の電気料金プランを提供。
- ✓ 日本全体では、カーボンニュートラル、電気需要最適化にも貢献。



基本的な申請の流れ



<申請時に必要となる書類>

詳細は未定ですが、契約日及び着工日確認出来る書類として、契約書の写し、着工前写真（日付入り）、機器設置後写真（日付入り）、給湯器の個別番号（品番等）が確認出来る写真や書類などが必要となる予定です。

種別毎の申請者について

	新築住宅※			既存住宅※		
	注文	分譲		戸別リフォーム		大規模修繕
	戸建	戸建	共同住宅等	戸建	共同住宅等	共同住宅等
持家	施主	購入者		家主		家主又は 管理組合
賃貸	貸主		貸主又は借主			

※ 新築住宅とは、完成（完了検査済証の発出日）から1年以内で、人の居住の用に供されたことのない住宅をいいます。既存住宅とは新築住宅以外の住宅をいいます。

1戸当たりの台数制限

戸建	共同住宅等
2台以内	1台以内

残予算の公表

本事業では、事後申請制を採用することから、こまめに残りの予算額を開示する予定

契約日と着工開始日の考え方

契約日の考え方について

閣議決定日である令和4年11月8日以降に、補助対象である給湯器の導入を決定する契約（変更契約を含む。原契約と併せて提出すること）する補助事業を対象とします。

着工開始日の考え方について

手続代行者が、事業者登録申請日（事項参照）以降に着工する補助事業を対象とします。
着工日の定義は、住宅の種別に応じて下表の通りとします。

新築住宅			既存住宅		
注文	分譲		戸別リフォーム		大規模修繕
戸建	戸建	共同住宅等	戸建	共同住宅等	共同住宅
建築工事の着手日	住宅の引渡日		給湯器の設置開始日（1台目）		

手続き代行者の登録について

- 本補助金にかかる手続きについては、申請者（補助対象者）と契約している事業者（手続き代行者）が、申請者（補助対象者）に代わり交付申請等の手続きを行っていただきます。
- 手続き代行者の登録は、令和5年1月17日に事務局ホームページにおいて開始。
- ただし、本事業の事務局開設日（令和4年12月16日）より前に「こどもみらい住宅支援事業」に登録している事業者は、所定の手続きにより反対の意思がなされた場合を除き、本事業の事務局開設日（令和4年12月16日）を登録日とみなします（事務局開設日以降に「こどもみらい住宅支援事業」に登録した場合は、その申請日を事業者登録日とみなします）。
- 交付申請を行うためには、今後選定される予定の事務局が定める登録規約に同意の上、所定の書類を提出し、本事業の事業者登録を完了する必要があります。

※本事業の目的に鑑み、事業者の皆さんにはリフォーム等による省エネルギー効果について消費者等に対する情報提供等を求めます。

工事写真について【※令和5年2月7日更新】

本事業の交付申請には、給湯器の工事前後及び導入した給湯器の銘板（家庭用燃料電池（エネファーム）並びにハイブリッド給湯機の場合）の写真の提出が必要です。

下の例を参考に、それぞれ忘れずに撮影を行ってください。

いずれかの写真が提出できない場合、補助対象となりませんので、十分ご注意ください。

（大規模改修等の場合、補助対象となる給湯器を設置するすべての住戸について、工事前後及び導入した給湯器の銘板の写真が必要です）

工事【前】に撮影する写真

古い給湯器の写真

【撮影時の注意事項】

- ・新築注文住宅は、設置予定の場所の写真を撮影
- ・リフォームは、古い給湯器の全体が収まるように撮影
- ・工事看板等*を設置し、少なくとも工事（撮影日）の日付がわかるように撮影

※新築分譲住宅は工事前写真の提出は不要

※2023年2月28日以前の工事については、
「工事前写真提出免除依頼書」の提出により、
工事前写真の提出が免除される場合があります

工事【後】に撮影する写真

新しく導入した給湯器の写真

【撮影時の注意事項】

- ・補助対象全体が収まるように撮影
- ・古い給湯器と同じ場所に設置する場合、画角や距離を工事前写真と合わせて撮影
- ・工事看板等*を設置し、少なくとも工事（撮影日）の日付がわかるように撮影してください

新しく導入した給湯器の銘板ラベルの写真

【撮影時の注意事項】

- ・製品型番・型式が確認できるように撮影
[家庭用燃料電池（エネファーム）]
燃料電池ユニットの銘板を撮影
（固体高分子形燃料電池（PE）は貯湯ユニットの銘板も合わせて撮影）
[ハイブリッド給湯機]
ヒートポンプユニットの銘板を撮影
[エコキュート]
保証書の写しを添付するため、写真の撮影は不要
- ・工事看板等*を設置し、少なくとも工事（撮影日）の日付がわかるように撮影

*：必ずしも工事看板である必要はありません。（手書きの紙等でも可）。また、撮影後、画像編集により、日付を入れることは認められません。
ただし、信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有する電子看板アプリ等を利用し、後で撮影日が検証できるものはこの限りではありません。

10

「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」と 主な他の補助金との重複申請可否について

【新築向け】

- 次の事業は、本事業における支援対象機器が補助事業の対象経費等に含まれているため、重複申請不可。
 - 国土交通省
 - ・ こどもエコすまい支援事業
 - ・ 地域型住宅グリーン化事業
 - ・ LCCM住宅整備推進事業
 - 経済産業省
 - ・ 次世代ZEH+実証事業（ただし、家庭用燃料電池に限り、同事業で加算補助申請をしない場合は、本事業へ重複申請可）
 - ・ 超高層ZEH-M実証事業
 - 環境省
 - ・ ZEH等（ZEH+含む）支援事業（家庭用燃料電池は同事業の支援対象となっていないため、本事業に申請可能）
 - ・ 低層ZEH-M支援事業（家庭用燃料電池は同事業の支援対象となっていないため、本事業に申請可能）
 - ・ 中高層ZEH-M支援事業

「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」と 主な他の補助金との重複申請可否について

【既築向け】

- 次の事業は、本事業における支援対象機器が加算対象となっているため、その加算を受けない場合に限り、本事業の申請が可能。
 - 国土交通省
 - ・ こどもエコすまい支援事業（家庭用燃料電池は同事業の支援対象となっていないため、本事業に申請可能）
 - ・ 住宅エコリフォーム推進事業／住宅・建築物省エネ改修推進事業
 - ・ 長期優良住宅化リフォーム推進事業
 - 環境省
 - ・ 既存住宅の断熱リフォーム支援事業（家庭用燃料電池は同事業の支援対象となっていないため、本事業に申請可能）

【注：自治体の実施する事業との併用について】

その他自治体で実施する事業との併用については、補助制度を行っている自治体に併用の可否をご確認ください（自治体事業の財源が国庫負担となっている場合は重複申請不可）。